

## ～相談事例～

### こんな時、どうするの？ 収集運搬の区間委託

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(質問者 1)

当社は収集運搬積替えを含む許可を有しており、排出事業者Aの廃棄物を当社の積替え保管施設に一時保管し、ある程度まとまった段階で処分業者Bに運んでいます。Aと当社で廃棄物の運搬について協議した結果、当社の積替え保管施設まで別の収集運搬業者Cが運搬したほうが効率的であると合意に至りましたが、廃棄物処理法に抵触しませんか。

(協会 1)

産業廃棄物収集運搬の区間委託になり、廃棄物処理法に抵触しません。産業廃棄物の排出場所から処分施設までの運搬に際し、積替え保管施設を介して当該運搬の区間を区切り、排出事業者がその区間ごとの運搬を複数の運搬業者に委託することで、Aが貴社との産業廃棄物の収集運搬の委託契約に変えて、Aが、排出場所から貴社の積替え保管施設までをCが運搬し、貴社の積替え施設からBまで貴社が運ぶ契約を結べば、法に抵触することはありません。

因みに、あまり現実的ではありませんが、Aが貴社の積替え保管施設にCが運搬し、まとまった廃棄物を別の収集運搬業者DがBに運搬することも、AがBまでの産業廃棄物の収集運搬をCとDに区間委託してあれば適法のようにです。



### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等

に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

### －組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和8年3月1日現在、正会員201社・賛助会員22社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016